

令和7年度沖縄県契約審議会 議事概要

1 開催日時 令和7年12月24日（水曜日）15時00分～16時55分

2 開催場所 県庁6階第2特別会議室

3 出席委員 上江洲委員、岡崎暁委員、我喜屋委員、佐久本委員、
當眞委員、仲宗根哲委員、町田委員、宮尾委員 ※50音順

4 議題

- (1) 令和6年度答申の附帯意見に対する県の対応について
- (2) 令和7年度各部局等における取組実施状況について
- (3) 沖縄県の契約に関する取組方針の改定について

5 議事

(1) 令和6年度答申の附帯意見に対する県の対応について

ア 事務局が、資料5に基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があった。

(ア) 附帯意見に対する県の対応方針案について、対応方針を回答する部局の選定方法はどのような考えか。また、事務局から対応方針の作成を依頼した部局からは全て回答があったのか。

(イ) 附帯意見1の②について、最低賃金改定を見込んだ予算の確保については、対応方針にあるとおり、しっかりと対応できているという認識か。

ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。

(ア) 附帯意見1と2については、県において清掃・警備業務委託を主に行っている部局に対し、事務局から対応方針案の作成を依頼しており、依頼した部局からは全て回答を頂いた。

(イ) 最低賃金改定等については、契約内容の変更に関し必要事項を契約書に定めることや、契約業者に対しこちらから契約変更の必要性等を確認している。

(2) 令和7年度各部局等における取組実施状況について

ア 事務局が、資料6から資料7までにに基づき説明を行った。

イ 委員から次のような発言があり、事務局が回答した。

（※事務局回答は「⇒」）

(ア) 取組実施状況における「該当なし」と「未実施」の判断基準を明確化し、初見でもわかりやすい資料となるよう工夫が必要。

⇒ 取組実施状況における「該当なし」「未実施」の判断基準について、庁内で統一感のある対応を検討する。

(イ) 取組実施状況については、一昨年、昨年度までは未実施（空欄）が多かったことから、各部局が取組を改めて確認するなど、取組方針の方向性をつけたものとするが、未実施の取組については今後も確認していく必要がある。

⇒ 45-2、45-3などは商工労働部で周知しており、未実施の取組については、実施済みとなるよう各部局に働きかける。

(ウ) 取組方針42の庁舎管理業務の入札において、最低制限価格を設定することについて、昨今の物価高騰や最賃引上げを反映して、ぎりぎりの積算ではなく、法定福利費や一般管理費など十分に確保できる金額設定が必要。

(エ) 取組方針78、79、80の県内中小企業の受注機会の確保について、県内企業優先に努めた結果、どの程度県内企業に発注されたか、数値等での実績報告もあるとよい。

⇒ 委員から承った意見は検討していく。

(オ) 取組方針81について、県契約においても官公需適格組合を積極的に活用できるように、競争入札参加資格等で評価されるような取組も検討して頂きたい。

⇒ 官公需適格組合の活用に関して、国の契約方針等でも「活用の促進に努め、周知を図る」としており、積極的に活用促進の周知を図る必要がある。引き続き、中小企業団体中央会とも連携しながら県庁内や市町村へ働きかけていく。

(カ) 建設工事については、物価高騰の影響もあり、離島では不調不落も多い。企業積算と官積算の間に乖離がある場合もあるため、実勢に応じ適切に対応して頂きたい。

⇒ 入札不調不落については大きな課題であり、工事発注にあたっては、最新の資材単価や労務単価を用い、適正な予定価格の設定に努める。

(キ) 取組方針46-3のうちな一健康経営宣言企業については、建設工事入札参加資格審査以外でも、業務委託契約等の受託者選定の際に評価して頂きたい。

⇒ うちな一健康経営宣言企業を業務委託契約等の受託者選定の際に評価する取組を、取組方針項目に追加することについては、この取組を推進している保健医療介護部と調整したい。

(3) 沖縄県の契約に関する取組方針の改定について

ア 事務局が、議題2を踏まえ取組方針の改定について説明を行った。

イ 委員から次のような発言があった。

(ア) 下請法から取適法に改正されたことに伴い、下請けや孫請けまで取引が適正に行われるよう、改正の趣旨等を反映できないか検討して頂きたい。

(イ) うちな一健康経営宣言企業を業務委託等の審査で評価することについて

は、附帯意見として盛り込んで頂きたい。

(ウ) 令和6年度附帯意見1、2については、継続して取り組むべきなので、附帯意見として残して頂きたい。

(エ) 令和6年度附帯意見3については、取組方針45-2、45-3に項目立てされていることから、附帯意見は付さないこととする。

(オ) 令和6年度附帯意見4については、中小零細企業等は人手不足等で疲弊していることから、附帯意見を残し、引き続き取り組んで頂きたい。

ウ 委員の発言を受けて、事務局が次のように応答した。

委員からの御意見については、関係部局とも連携しながら対応を検討していく。

6 会議の公開・非公開の別 非公開（その理由は次のとおり）

(1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条第6号に該当するため。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められるため。

令和8年 月 日

沖縄県商工労働部労働政策課